



# 令和4年度大洲市運送事業者等 燃油高騰対策支援金について



令和4年11月28日作成

大洲市では、燃油価格の高騰により、影響を受けている運送事業者等に対し、経営の安定化及び事業活動の継続を図るため、支援金を支給します。

## 1. 支給要件

令和4年4月1日時点で、市内において本店、支店、営業所又は事業所の営業を開始していた法人又は個人事業主であって、支給対象車両を有し、引き続き市内で事業を継続する意思があり、以下のいずれかを満たすものが対象となります。

- A 一般社団法人愛媛県トラック協会が実施する「令和4年度愛媛県燃油価格高騰対策支援金事業」（令和4年10月31日申込受付終了）の支給決定を受けた事業者
- B 貨物軽自動車運送業を営む事業者
- C 自動車代行運転業を営む事業者

※B,Cは、市内に本社又は主たる事業所を有する事業者を対象とします。

### 【支給対象車両とは】

自動車検査証の①使用者の住所が市内かつ②有効期間の満了する日が令和4年6月30日以降の事業用車両

## 2. 支給額 支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

支給要件Aに該当…支給対象車両1台につき協会の支給決定金額の2分の1  
支給要件B,Cに該当…支給対象車両1台につき2万5千円



## 3. 支給対象外

以下のいずれかに該当する場合は、対象外となります。（一例）

- ・暴力団及び暴力団の構成員等
- ・必要な許認可等を受けてない事業者
- ・市税（国民健康保険税を含む）に滞納がある事業者 など

## 4. 申請方法

支給要件に該当し、支援金の支給を受けようとする方は、令和5年1月31日（火）（当日消印有効）までに大洲市に申請に必要な書類を郵送してください。申請に必要な書類と申請様式は、以下の大洲市ホームページの掲載ページからご確認ください。

- ◇ 大洲市ホームページ「大洲市運送事業者等燃油高騰対策支援金」掲載ページ  
URL：<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/shoukou/50009.html>
- ◇ 申請書類郵送先・問い合わせ先

〒795-8601 大洲市大洲 690 番地の1

大洲市役所商工産業課内 運送事業者等燃油高騰対策支援金担当係 宛  
電話番号：0893-57-9992（直通）

受付時間：9時～17時（平日のみ対応）

